

豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱

(通則)

第1 豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（以下「補助金」という。）は、民間社会福祉施設（社会福祉法人が経営する施設をいう。以下同じ。）における利用者の処遇向上と健全経営の助長を図るため、予算の範囲内において、当該民間社会福祉施設を経営する者（以下「施設経営者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象施設)

第2 この補助金は、豊橋市内の次に掲げる民間社会福祉施設を対象施設とする。

- (1) 老人福祉法に基づく軽費老人ホーム
- (2) 児童福祉法に基づく母子生活支援施設及び児童発達支援センター
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設

(補助対象事業の内容及び交付額の算定方法等)

第3 この補助金は、次に掲げる区分に応じた事業を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 施設運営費（ただし、介護保険法の特定施設入所者生活介護部分となる軽費老人ホームを除く。）
- (2) 施設整備借入金償還費（ただし、共同生活援助を行う施設を除く。）

2 補助対象経費及び交付額の算定方法は別表1のとおりとし、同表の用途欄に記載のとおり使用しなければならない。なお、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(補助金の不交付)

第4 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。

- (1) 市の指導監査等の結果、改善措置命令が発せられたもの
- (2) 法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款又は寄付行為に違反したもの
- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適正を欠いているもの

(申請手続)

第5 補助金の交付を受けようとする施設経営者は、交付申請書（様式第1号）正副2通を別途定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、また必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付するものとする。

(決定の通知)

第7 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金を申請した者に通知（規則様式第2）するものとする。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9 補助事業者が当該決定にかかる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第2号）正副2通を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類正副2通を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12 規則第10条に定める実績報告書（様式第3号）は、正副2通を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、別に市長が定める日までとする。

(補助金の交付)

第13 補助金は、概算払で交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第14 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第18条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第18条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上のもの）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(実施細則)

第15 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1号、第2号及び第3号は、改正後の豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金要綱の規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、改正後の豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

補助区分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使 途
1 施設運営費	<p>○障害者施設（要綱第2（3）に規定する施設。以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額の算定は市から指定を受けている事業所ごとに行い、交付額は次の（1）に掲げる項目の合計額とする <p>（1）福祉事業ポイント補助 基礎単価（別表2）×福祉事業ポイント数×当年度年間施設利用者数 福祉事業ポイント数は、別表3の第1欄に定める施設が第2欄に定める事業を実施し、第3欄に定める基準を満たす場合に、1事業につき第4欄に定めるポイントを加算し、かつ、5ポイントを上限とする。</p> <p>○障害者施設を除く全ての施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額は次の（1）に掲げる項目の合計額とする。 <p>（1）福祉事業ポイント補助 基礎単価（別表2）×福祉事業ポイント数×当年度年間施設利用者数 福祉事業ポイント数は、別表3の第1欄に定める施設が第2欄に定める事業を実施し、第3欄に定める基準を満たす場合に、1事業につき第4欄に定めるポイントを加算し、かつ、5ポイントを上限とする。</p>	10/10 以内	施設運営に要する 経費全般
2 施設整備 借入金 償還費	<p>施設整備のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の民間施設振興資金貸付金又は旧年金福祉事業団からの借入金で、別途定める豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準により市長が認め た借入金額に対する当年度の償還に要する額以内の額とする。</p> <p>ただし、平成15年度以降着工の軽費老人ホーム及び令和6年度以降着工の児童発達支援センター、療養介護、生活介護、宿泊型自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設は対象外とする。</p>	耐震改築1/2 それ以外1/3 平成23年度以前着 工施設1/2以内	左記に定める 借入金の償還

別表 2

福祉事業ポイント補助基礎単価

1 母子生活支援施設

入所定員 (世帯数)	~10	11~ 20	21~ 30
基礎単価(円)	1,190	1,130	920

2 児童発達支援センター

定員(人)	~30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	61~ 70	71~ 80	81~	
基礎単価(円)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)	109	101	93	86	83	80	78
定員(人)	~20	21~ 30	31~ 40	41~				
基礎単価(円)	難聴児	138	119	108	98			
定員(人)	~15	16~ 20	21~					
基礎単価(円)	重症心身障害児	133	104	92				

3 軽費老人ホーム(A型・単独設置)

入所定員 (人)	100
基礎単価(円)	580

4 ケアハウス(単独設置)

入所定員 (人)	~20	21~ 30
基礎単価(円)	1,240	830

5 ケアハウス(併設設置)

入所定員 (人)	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30
基礎単価(円)	1,280	860	810	590

6 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う施設(※注1～※注2)

(1)療養介護

定員(人)		～40	41～ 60	61～ 80	81～	
基礎単価(円)	療養介護サービス費(Ⅰ)	97	94	89	85	
	療養介護サービス費(Ⅱ)	70	67	62	59	
	療養介護サービス費(Ⅲ)	56	53	50	48	
	療養介護サービス費(Ⅳ)	45	41	38	36	
	療養介護サービス費(Ⅴ)	45	41	38	36	

(2)生活介護

定員(人)		～20	21～ 40	41～ 60	61～ 80	81～	
基礎単価(円)	区分6	129	115	111	105	104	
	区分5	96	85	82	79	77	
	区分4	67	59	56	54	54	
	区分3	60	52	50	49	48	
	区分2以下	55	48	45	44	43	
	共生型生活介護サービス費(Ⅰ)						69
共生型生活介護サービス費(Ⅱ)						85	

(3)施設入所支援

入所定員(人)		～40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	区分6	46	36	30	27
	区分5	39	30	25	23
	区分4	31	24	20	18
	区分3	24	19	17	15
	区分2	17	15	14	13

(4) 共同生活援助

区分		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下	
基礎単価(円)	共同生活援助サービス費(Ⅰ)	67	55	47	38	29	24	
	共同生活援助サービス費(Ⅱ)	62	50	42	33	24	20	
	共同生活援助サービス費(Ⅲ)	58	47	39	30	21	17	
	共同生活援助サービス費(Ⅳ)	70	58	50	41	32	27	
	個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合	44	40	36			
		世話人配置5:1の場合	39	35	31			
世話人配置6:1の場合		36	31	28				

区分		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下		
基礎単価(円)	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	111	99	91	65				
	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	102	90	82	57				
	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	97	85	77	53				
	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	114	102	94	68				
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	世話人配置3:1の場合	91	79	71	56	41	36	
		世話人配置4:1の場合	83	71	63	49	34	29	
		世話人配置5:1の場合	77	66	58	44	29	25	
		体験利用の場合	94	82	74	59	44	39	
	個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	世話人配置3:1の場合	70	65	62			
			世話人配置4:1の場合	61	57	53			
			世話人配置5:1の場合	56	52	48			
		日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	世話人配置3:1の場合	61	56	53			
			世話人配置4:1の場合	52	47	44			
			世話人配置5:1の場合	47	42	39			

基礎単価(円)	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	24
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	20
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	17
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	11
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	27

(5) 宿泊型自立訓練

利用期間		2年以内	2年を超える	3年以内	3年を超える
基礎単価(円)	生活訓練サービス費(Ⅲ)	27	16	/	/
	生活訓練サービス費(Ⅳ)	/	/	27	16

(6) 生活訓練

入所定員 (人)	~20	21~ 40	41~ 60	61~ 80	81~
基礎単価(円)	75	67	64	61	57

(7) 就労移行支援

定員(人)		~20	21~ 40	41~ 60	61~ 80	81~
基礎単価(円)	就職後6月以上定着率が5割以上の場合	113	104	100	95	92
	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	96	86	84	80	76
	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	82	73	69	65	61
	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	69	63	60	54	50
	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	56	51	50	48	46
	就職後6月以上定着率が0割以上1割未満の場合	51	45	43	40	37
	就職後6月以上定着率が0の場合	47	41	40	37	35

(8) 就労継続支援A型

定員(人)		~20	21~ 40	41~ 60	61~ 80	81~	
基礎単価(円)	就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	評価点が170点以上の場合	72	64	61	59	57
		評価点が150点以上170点未満の場合	69	62	58	57	55
		評価点が130点以上150点未満の場合	68	60	57	56	53
		評価点が105点以上130点未満の場合	66	58	55	54	52
		評価点が80点以上105点未満の場合	53	47	44	43	42
		評価点が60点以上80点未満の場合	41	37	34	34	33
		評価点が60点未満の場合	32	28	27	26	25
	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	評価点が170点以上の場合	66	59	55	54	52
		評価点が150点以上170点未満の場合	63	56	52	51	49
		評価点が130点以上150点未満の場合	62	55	51	50	48
		評価点が105点以上130点未満の場合	60	53	49	48	47
		評価点が80点以上105点未満の場合	48	43	40	39	38
		評価点が60点以上80点未満の場合	38	34	31	31	30
		評価点が60点未満の場合	29	26	24	24	23

(9) 就労継続支援B型

定員(人)			~20	21~	41~	61~	81~
				40	60	80	
基礎単価(円)	就労継続支援B型サービス 費(I)	1日の平均工賃月額が4万5千円以上の場合	70	63	59	58	56
		1日の平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	67	60	56	55	53
		1日の平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	66	58	55	54	52
		1日の平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	64	57	54	53	51
		1日の平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	63	55	52	51	49
		1日の平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	61	54	51	50	48
		1日の平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	59	53	49	48	47
		1日の平均工賃月額が1万円未満の場合	57	50	47	46	45
	就労継続支援B型サービス 費(II)	1日の平均工賃月額が4万5千円以上の場合	64	57	53	52	50
		1日の平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	61	55	51	50	48
		1日の平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	60	53	50	49	47
		1日の平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	59	52	49	48	46
		1日の平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	57	50	47	46	44
		1日の平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	55	49	46	45	43
		1日の平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	54	48	45	44	42
		1日の平均工賃月額が1万円未満の場合	52	46	43	42	40

※注1 基礎単価の選定にあたっては、当該施設の介護給付費等算定区分を適用すること。

※注2 複数事業を実施している場合は、各サービスの基準単価と各サービスの年間利用者数(人日)を乗じたものを合算し、それに福祉ポイントを乗じて算出すること。

令和5年度福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
共通	福祉避難所	市と福祉避難所として協定を締結しており、以下のものが整備・確保されている。 ・衛星携帯電話、ラジオ、非常用自家発電機及びその燃料 ・非常食、飲料水を7日分以上(入所者、職員及び受入予定人員分) ・災害時における福祉避難所としての対応マニュアル	0.33
母子生活支援施設	自立支援事業	入所後2年以内の退所者が入所定員の30%以上	0.5
		入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	1
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1.5
	DV被害者、処遇困難者(外国人、障害者)の受入れ	措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の60%以上	0.5
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の70%以上	1
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の80%以上	1.5
	就労支援事業	就労(内職は除く)している入所者が全入所者の80%以上	0.5
就労(内職は除く)している入所者が全入所者の90%以上		1	
就労(内職は除く)している入所者が全入所者の100%		1.5	
退所者支援事業	退所者への継続指導、訪問活動を年間96回以上実施	1	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に定める一時保護の実施	年間延べ30人日以上の受入れ	0.5	
児童虐待発見	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	0.33
軽費老人ホーム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限り)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1
	生きがい活動支援に関する取組み(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×40%以上	0.5
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1
	健康管理への取組状況(歯科検診)	定員の70%以上の入所者が年1回以上歯科検診を受診	1
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1
施設入所支援施設	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
		短期入所の積極的な取組み (空床型)年間延べ180人日以上 (有床型)次の算式により計算した値が75%以上 年間延受人日数/(専用床数×366日)	0.5
	特別な支援が必要な障害者の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
障害福祉サービス	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	0.33
		短期入所の積極的な取組み (有床型)次の算式により計算した値が75%以上 年間延受人日数/(専用床数×366日)	0.16
	特別な支援が必要な障害者の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.16
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	0.33
グループホーム	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	0.33
		就労への取組み 一般就労への移行を年間1人以上又は入居者の就業率75%以上	0.33
	特別な支援が必要な障害者の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.16
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	0.33
A就労型労働事業	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	0.33
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	0.33
B就労型労働事業	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	0.33
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	0.33

※ 基準達成の認定は、令和5年4月から令和6年3月までの実績を対象とする。

※ 年度途中の開所等により、対象期間が12か月に満たない場合は、月数に応じて基準値を調整する。(基準値×(算入可能月数/12月))

※ 「入所者」及び「入居者」とは、当該期間中に入所・入居していた実人員である。(令和5年4月1日現在の入所者数+令和6年3月31日までの新規入所者数)

※ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助を行う施設については、第1欄中「グループホーム」を適用する。

※ 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、宿泊型自立訓練、生活訓練、就労移行支援を行う施設については、第1欄中「障害福祉サービス事業所」を適用する。

豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準

第1 施設整備借入金償還費の範囲

要綱に規定する施設経営者が、県（国）、市町村、公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及びその他前記と同等と認められる機関から受ける補助金を主な財源として、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）」の補助対象となり得る内容で、市長が認めた整備を行う費用であるもの、またはその他特に市長が同等であると認めたもので、次に掲げるものとする。

1 補助対象とする返済金

次の（1）及び（2）にかかる返済金を補助対象とする。ただし、施設経営者が、市に承認された資金計画以外の建設にかかる寄付金（本部会計及び建設特別会計寄付金収入に限る。）を前年度に受けた場合においては、当該寄付金相当額を控除した額にかかる返済金を補助対象とする。

- （1）独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）からの借入金の元金及び利息
- （2）社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金貸付金（以下「振興資金貸付金」という。）及び旧年金福祉事業団からの借入金元金並びに手数料又は利息

2 補助対象借入金の限度額

（1）限度額の算定方法

次のア、イ、ウ及びエにより算定した合計額を、補助対象借入金の限度額とする。ただし、アからエにおいて、実整備額がそれぞれの機構基準事業費を下回る場合は、実整備額を機構基準事業費とみなすこととする。

ア 建築工事

本体工事、冷暖房設備工事、浄化槽設備工事、エレベーター設備工事、スプリンクラー設備工事

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{機構} \\ \text{基準事業費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{機構} \\ \text{基準単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{利用人数} \\ \text{(施設数)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{敷地造成} + \text{さく井} \\ \text{工事实費} \quad \text{工事实費} \end{array} \right] \\ - \begin{array}{l} \text{補助金等} \\ \text{特定収入} \end{array} \end{array} \right\} \times 0.8$$

イ 大型設備等工事、介護用リフト等設備工事

$$\left(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入} \right) \times 0.8$$

ウ 設計管理費

ア、イにより算出した額の合計額の5%以内の額とする。

エ 設備整備

$$\left(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入} \right) \times 0.8$$

(2) 補助金等特定収入の取扱い

(1) に定める補助金等特定収入とは、県(国)、市町村並びに公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金等をいう。ただし、市町村の補助金等(以下「特別補助金」という。)の取扱いは、建築工事、大型設備等工事及び設備整備については機構基準事業費を、設計管理費については、(1) のウに定める額をそれぞれの実整備額と比較し、実整備額が上回る場合は、その上回る額に特別補助金を充当し、なお特別補助金に余剰がある場合において、その額についてのみ(1)の限度額の算定方法上補助金等特定収入とする。

第2 市長に対する事前協議

- 1 この補助金を受けようとするときは、協議書(様式第4号)により市長に対して協議を行い、承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の協議があったときは、速やかに全部又は一部を要綱に規定する施設整備借入金償還費の対象事業として承認する旨、若しくは承認しない旨を協議者に通知するものとする。

第3 その他

- 1 令和5年3月31日以前に第2の規定により市長の承認を得た借入金の返済金については、この承認基準により市長の承認を得たものとみなす。
- 2 前項の規定により承認された内容が、後日変更されるような場合には、承認の変更又は取消しを行う場合がある。

様式第1号（運営費用）（第5条関係）

年 月 日

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

（施設名）

（施設種別）

令和 年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設運営費）の交付について

このことについて、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金所要額調 別紙1のとおり
- 3 事業計画書 別紙2のとおり
- 4 添付書類

令和 年度施設会計歳入歳出予算書（又は資金収支予算内訳表）

連絡先（担当者名）： — — （ ）

別紙1(運営費用)

補助金所要額調(当初申請)

施設名 _____

算式	金額
要綱による福祉事業ポイント補助額	A 円
補助金所要額(千円未満切捨て)	B 円

付表1
から転記

事業計画書（当初申請）

施設名

1 収入・支出

(単位：円)

収入		支出	
給付費又は措置費		人件費	
豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金		事務費	
その他補助金		事業費	
寄附金		積立預金 積立支出	人件費積立預金積立支出
積立預金 取崩収入	人件費積立預金取崩収入		修繕積立預金積立支出
	修繕積立預金取崩収入		備品等積立預金積立支出
	備品等積立預金取崩収入		その他（ ）
	その他（ ）	繰越金	
その他（ ）			
計		計	

付表1（当初申請）

1 施設利用者数（実績及び見込）

施設種別	定員	開所日数 (年間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
計															

※ 各欄には、令和5年4月から令和6年3月における、各月の実績及び見込み利用者数を記入すること。

※ 開所日数欄には、年間の開所日数（実績及び見込）を記入すること。

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合は、障害支援区分ごとの利用者数を記載すること。

※ 措置施設は毎月、定員を記入（暫定定員適用施設においては暫定定員を記入）

※ 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、各月初日における在所要者数を記入すること。

※ 障害者施設は毎月、延利用人員を記入すること。（（例）1人が20日利用した場合には20人となる。）

ただし、年間計は定員×開所日を上限とすること。

※ 複数の事業を実施している場合には、事業ごとに分けて記入すること。

障害者支援施設にあっては日中活動サービスと施設入所支援を分けて記入すること。

2 福祉事業ポイント補助対象

事業	実施内容	ポイント数

※ 事業欄には別表3の第2欄に定める事業のうち実施するものを転記する。（5ポイントまで）
 実施内容欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、別表3の第3欄に定める基準に対する達成見込を記載すること。

3 交付額算定式

(1) 福祉事業ポイント補助

①障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設

基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
円	× ポイント	× 人	= 円

※ 複数の基礎単価を用いる場合は、欄を設けて別掲すること。

別紙1のA欄へ転記

※ 基礎単価は別表2から転記

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設において、「1 施設利用者数（実績及び見込）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、年間施設利用者数には、上限を記入すること

②障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合

区分	基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
区分6	円	× ポイント	× 人	= 円
区分5	円	× ポイント	× 人	= 円
区分4	円	× ポイント	× 人	= 円
区分3	円	× ポイント	× 人	= 円
区分2以下	円	× ポイント	× 人	= 円
※注1	円	× ポイント	× 人	= 円
※注2	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
合計			人	円

付表1の1の年間計と一致すること
※年間施設利用者数が上限を超過する場合は按分表を活用し、按分後の数とすること

別紙1のA欄へ転記

※注1 共同生活援助のうち経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費の場合に記入

※注2 生活介護の経過的生活介護サービス費、施設入所支援の経過の施設入所支援サービス費の場合に記入（空欄に障害の別を記入）

※基礎単価は別表2から転記

※生活介護、共同生活援助、施設入所支援施設については、「1 施設利用者数（実績及び見込）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、按分表を活用し、区分ごとに按分した利用者数を年間施設利用者数に記入すること。

豊橋市長 様

法人所在地

法 人 名

代表者職氏名

（施 設 名）

（施 設 種 別）

令和 年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設運営費）の変更交付について
このことについて、次のとおり変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

1 今回変更申請額 ア 金 円
既交付決定額 イ 金 円
変更後補助金額 ア+イ 金 円

2 補助金所要額調 別紙1のとおり

3 事業計画書 別紙2のとおり

4 添付書類

令和 年度施設会計歳入歳出予算書（又は資金収支予算内訳表）（見込書）

連絡先（担当者名）： — — （ ）

別紙1(運営費用)

補助金所要額調(変更申請)

施設名 _____

算式	変更後所要額 ア	既交付決定額 イ	今回変更申請額 ア-イ
要綱による 福祉事業ポイント補助額	A 円	付表1から転記	
補助金所要額 (千円未満切 捨て)	B 円	円	円

別紙2 (運営費用)

事業計画書 (変更申請)

施設名 _____

1 収入・支出

(単位：円)

収入		支出	
給付費又は措置費		人件費	
豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金		事務費	
その他補助金		事業費	
寄附金		積立預金 積立支出	人件費積立預金積立支出
積立預金 取崩収入	人件費積立預金取崩収入		修繕積立預金積立支出
	修繕積立預金取崩収入		備品等積立預金積立支出
	備品等積立預金取崩収入		その他 ()
	その他 ()		繰越金
その他 ()			
計		計	

付表1 (変更申請)

1 施設利用者数 (実績及び見込)

施設種別	定員	開所日数 (年間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
計															

※ 各欄には、令和5年4月から令和6年3月における、各月の実績及び見込み利用者数を記入すること。

※ 開所日数欄には、年間の開所日数 (実績及び見込) を記入すること。

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合は、障害支援区分ごとの利用者数を記載すること。

※ 措置施設は各月、定員を記入 (暫定定員適用施設においては暫定定員を記入)

※ 軽費老人ホーム (ケアハウス) は、各月初日における在所者数を記入すること。

※ 障害者施設は各月、延利用人員を記入すること。((例) 1人が20日利用した場合には20人となる。)

ただし、年間計は定員×開所日を上限とすること。

※ 複数の事業を実施している場合には、事業ごとに分けて記入すること。

4 障害者支援施設にあっては日中活動サービスと施設入所支援を分けて記入すること。

2 福祉事業ポイント補助対象

事業	実施内容	ポイント数

※ 事業欄には別表3の第2欄に定める事業のうち実施するものを転記する。(5ポイントまで)

実施内容欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、別表3の第3欄に定める基準に対する達成見込を記載すること。

3 交付額算定式

(1) 福祉事業ポイント補助

①障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設

基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
円	× ポイント	× 人	= 円

※ 複数の基礎単価を用いる場合は、欄を設けて別掲すること。

別紙1のA欄へ転記

※ 基礎単価は別表2から転記

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設において、「1 施設利用者数（実績及び見込）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、年間施設利用者数には、上限を記入すること

②障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合

区分	基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
区分6	円	× ポイント	× 人	= 円
区分5	円	× ポイント	× 人	= 円
区分4	円	× ポイント	× 人	= 円
区分3	円	× ポイント	× 人	= 円
区分2以下	円	× ポイント	× 人	= 円
※注1	円	× ポイント	× 人	= 円
※注2	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
合計			人	円

付表1の1の年間計と一致すること
※年間施設利用者数が上限を超過する場合は按分表を活用し、按分後の数とすること

別紙1のA欄へ転記

※注1 共同生活援助のうち経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費の場合に記入

※注2 生活介護の経過的生活介護サービス費、施設入所支援の経過的施設入所支援サービス費の場合に記入（空欄に障害の別を記入）

※基礎単価は別表2から転記

※生活介護、共同生活援助、施設入所支援施設については、「1 施設利用者数（実績及び見込）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、按分表を活用し、区分ごとに按分した利用者数を年間施設利用者数に記入すること。

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

（施設名）

（施設種別）

令和 年度民間社会福祉施設運営費補助金（施設運営費）事業実績報告書について
このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 補助金返還額 | 金 | 円 |

4 添付書類

- （1）補助金精算内訳書（別紙1）
- （2）事業実績調書（別紙2）
- （3）令和 年度施設会計歳入歳出決算書（又は資金収支計算書及び資金収支決算内訳表（見込書）
- （4）実施状況が確認できる資料

連絡先（担当者名）： — — （ ）

別紙1(運営費用)

補助金精算内訳書

施設名 _____

当初交付決定額		円
変更交付決定額 (変更申請をしていない場合は空欄)		円
補助金受入済額 ア		円
補助金精算額 イ		円
要返還補助金額 ア-イ		円

精算内訳

算式	既交付決定額(円) ウ	精算額(円) エ	差引(円) ウ-エ
要綱による福祉事業ポイント 補助額(千円未満切捨て前)	A 円	円	付表1から転記
補助金所要額(千円未満切捨て)	B 円	円	

いずれか低い金額を上の表の補助金精算額欄へ記入すること

事業実績調書

施設名 _____

1 収入・支出

(単位：円)

収入		支出	
給付費又は措置費		人件費	
豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金		事務費	
その他補助金		事業費	
寄附金		積立預金 積立支出	人件費積立預金積立支出
積立預金 取崩収入	人件費積立預金取崩収入		修繕積立預金積立支出
	修繕積立預金取崩収入		備品等積立預金積立支出
	備品等積立預金取崩収入		その他 ()
	その他 ()	繰越金	
その他 ()			
計		計	

付表1（実績報告）

1 施設利用者数（実績）

施設種別	定員	開所日数 (年間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
計															

※ 各欄には、令和5年4月から令和6年3月における、各月の実績利用者数を記入すること。

※ 開所日数欄には、年間の開所日数（実績）を記入すること。

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合は、障害支援区分ごとの利用者数を記載すること。

※ 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、各月初日における在所要者数を記入すること。

※ 障害者施設は毎月、延利用人員を記入すること。（（例）1人が20日利用した場合には20人となる。）

ただし、年間計は定員×開所日を上限とすること。

※ 複数の事業を実施している場合には、事業ごとに分けて記入すること。

障害者支援施設にあっては日中活動サービスと施設入所支援を分けて記入すること。

2 福祉事業ポイント補助対象

事業	実施内容	ポイント数

※ 事業欄には別表3の第2欄に定める事業のうち実施するものを転記する。（5ポイントまで）

実施内容欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、別表3の第3欄に定める基準に対する達成見込を記載すること。

3 精算額算定式

(1) 福祉事業ポイント補助

①障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設

基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
円	× ポイント	× 人	= 円

※ 複数の基礎単価を用いる場合は、欄を設けて別掲すること。

→ 別紙1のA欄へ転記

※ 基礎単価は別表2から転記

※ 生活介護、共同生活援助、施設入所支援以外の施設において、「1 施設利用者数（実績）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、年間施設利用者数には、上限を記入すること

②障害者総合支援法に基づく生活介護、共同生活援助、施設入所支援の場合

区分	基礎単価	獲得ポイント数	年間施設利用者数	算定額
区分6	円	× ポイント	× 人	= 円
区分5	円	× ポイント	× 人	= 円
区分4	円	× ポイント	× 人	= 円
区分3	円	× ポイント	× 人	= 円
区分2以下	円	× ポイント	× 人	= 円
※注1	円	× ポイント	× 人	= 円
※注2	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
	円	× ポイント	× 人	= 円
合計			人	円

→ 付表1の1の年間計と一致すること
 ※年間施設利用者数が上限を超過する場合は按分表を活用し、按分後の数とすること

→ 別紙1のA欄へ転記

※注1 共同生活援助のうち経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費の場合に記入

※注2 生活介護の経過的生活介護サービス費、施設入所支援の経過的施設入所支援サービス費の場合に記入（空欄に障害の別を記入）

※基礎単価は別表2から転記

※生活介護、共同生活援助、施設入所支援施設については、「1 施設利用者数（実績）」の年間計が上限（定員×開所日数）を超過する場合は、按分表を活用し、区分ごとに按分した利用者数を年間施設利用者数に記入すること。

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

令和 年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）の 交付について

このことについて、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円
内 元金 円
利子 円

2 補助金所要額調 別紙1のとおり

3 事業計画書 別紙2のとおり

4 添付書類

(1) 令和 年度施設会計歳入歳出予算書（又は収支予算内訳表）

(2) 事前協議承認書の写し

(注) 添付書類は、補助金の状況がわかる書類とすること。

連絡先（担当者名）： — — （ ）

補助金所要額調

法人名 _____

施設名	本年度返済予定額 元金	補助基本額 元金	要補助額 元金①	本年度返済予定額 利息	補助基本額 利息	要補助額 利息②	要補助額 合計①+②	備考
	円	円	円	円	円	円	円	
合計								

(注) 各施設毎の合計額を、別紙1の2から転記すること。

申 請 額 算 出 内 訳

施設名 _____

借入金の名称	本年度返済済額 元金① 円	本年度返済済額 利子②	借入承認率 ③ %	補助基本額 元金 (①×③) ④ 円	補助基本額 利子 (②×③) ⑤	補助率 ⑥	要補助額 元金 (④×⑥) ⑦ 円	要補助額 利子 (⑤×⑥) ⑧	備考
(単補代替分)						10/10			
合計									

- (注) 1 補助基本額欄及び要補助額欄の千円未満は、切り捨てること。
 2 補助率欄には、11年度以前着工施設は3/4を、12年度以降23年度以前の着工施設は1/2を24年度以降着工施設については耐震改築の場合は1/2をそれ以外の場合は1/3を記入すること。
 3 単補代替分については、別掲すること。

別紙2 (整備借入金償還費用)

事業計画書

- 1 施設名 _____
 2 借入内容

借入金の名称	借入年度	借入額	借入承認額	借入承認率
		A	B	(B/A) C
		円	円	%

(注) 借入額欄には実際の借入額、借入承認額欄には市長が承認した額を記入すること。

3 年度別返済額表

年度	元金	利子	合計	返済後の残額 (元利)
	円	円	円	円
合計				

- (注) 1 償還を行う全ての年度について作成すること。(行が足りない場合には、別紙で作成可)
 2 借入金の名称、借入年度が異なるごとに作成すること。(貸借契約に基づく償還計画表の写しも添付すること。)

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

令和 年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）の変更交付について

このことについて、次のとおり変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額	金	円（減額の場合は△により表示）
	内、元金	円
	利子	円
既交付決定額	金	円
	内、元金	円
	利子	円
変更後補助金額	金	円
	内、元金	円
	利子	円
2 補助金所要額調	別紙1のとおり	
3 事業計画書	別紙2のとおり	
4 添付書類		

令和 年度施設会計歳入歳出予算書（又は資金収支予算内訳表）（見込書）

（注）1 別紙1及び別紙2については、当初申請と同じ様式を使用すること。

（注）2 添付書類は、補助金の状況がわかる書類とすること。

連絡先（担当者名）： - - （ ）

補助金所要額調

法人名 _____

施設名	本年度返済予定額 元金	補助基本額 元金	要補助額 元金①	本年度返済予定額 利子	補助基本額 利子	要補助額 利子②	要補助額 合計①+②	備考
	円	円	円	円	円	円	円	
合計								

(注) 各施設毎の合計額を、別紙1の2から転記すること。

申 請 額 算 出 内 訳

施設名 _____

借入金の名称	本年度返済済額 元金① 円	本年度返済済額 利子②	借入承認率 ③ %	補助基本額 元金 (①×③) ④ 円	補助基本額 利子 (②×③) ⑤	補助率 ⑥	要補助額 元金 (④×⑥) ⑦ 円	要補助額 利子 (⑤×⑥) ⑧	備考
(単補代替分)						10/10			
合計									

- (注) 1 補助基本額欄及び要補助額欄の千円未満は、切り捨てること。
 2 補助率欄には、11年度以前着工施設は3/4を、12年度以降23年度以前の着工施設は1/2を24年度以降着工施設については耐震改築の場合は1/2をそれ以外の場合は1/3を記入すること。
 3 単補代替分については、別掲すること。

別紙2 (整備借入金償還費用)

事業計画書

- 1 施設名 _____
 2 借入内容

借入金の名称	借入年度	借入額 A	借入承認額 B	借入承認率 (B/A) C
		円	円	%

(注) 借入額欄には実際の借入額、借入承認額欄には市長が承認した額を記入すること。

3 年度別返済額表

年度	元金	利子	合計	返済後の残額(元利)
	円	円	円	円
合計				

- (注) 1 償還を行う全ての年度について作成すること。(行が足りない場合には、別紙で作成可)
 2 借入金の名称、借入年度が異なるごとに作成すること。(貸借契約に基づく償還計画表の写しも添付すること。)

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

令和 年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）事業実績報告書について

このことについて、関係書類を添えて報告します。

- | | | |
|----------------------------------|---------|---|
| 1 精算額 | 金 | 円 |
| | 内 元金 | 円 |
| | 利子 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 別紙1のとおり | |
| 3 事業実績報告書 | 別紙2のとおり | |
| 4 令和 年度歳入歳出決算書（又は収支計算書及び収支決算内訳書） | （見込書） | |
| 5 借入金返済に係る関係書類の写し | | |

連絡先（担当者名）： - - （ ）

補助金精算額

法人名 _____

1 補助金精算額内訳

施設名	本年度返済済額 元金	補助基本額 元金	要補助額 元金①	本年度返済予定額 利子	補助基本額 利子	要補助額 利子②	要補助額 合計①+②	備考
	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

(注) 各施設毎の合計額を、別紙1の2から転記すること。

2 補助金精算額

補助金交付決定額 A	補助金受入済額 (3月末現在) B	過不足額 (A-B) C
円		円

補助金精算額内訳

施設名 _____

借入金の名称	本年度返済済額 元金① 円	本年度返済済額 利子② 円	借入承認率 ③ %	補助基本額 元金 (①×③) ④ 円	補助基本額 利子 (②×③) ⑤ 円	補助率 ⑥	要補助額 元金 (④×⑥) ⑦ 円	要補助額 利子 (⑤×⑥) ⑧ 円	備考
(単補代替分)						10/10			
合計									

- (注) 1 本年度返済済額欄には支払遅延を含めないこと。
 2 補助基本額欄及び要補助額欄の千円未満は、切り捨てること。
 3 補助率欄には、11年度以前着工施設は3/4を、12年度以降23年度以前の着工施設は1/2を24年度以降着工施設については耐震改築の場合は1/2をそれ以外の場合は1/3を記入すること。
 4 単補代替分については、別掲すること。

様式第4号（整備借入金償還費用）

豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金施設整備借入金償還費協議書

年 月 日

豊橋市長 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱による施設整備借入金償還費の交付を受けたいので、下記の整備事業を承認してください。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 施設種別

4 整備事業名

5 整備所要額

6 添付書類

(1) 整備計画書 別紙1のとおり

(2) 施設配置図及び既設概略平面図

(3) 整備計画平面図

(4) 工事設計書又は見積書

(5) 備品契約書、請書又は見積書

(6) 工事の完了を確認するに足る検査済証の写

(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)

別紙1 (整備借入金償還費用)

整 備 計 画 書

1 施設名

2 整備の種類 新築、増築、改築、耐震改築、設備整備

3 入所定員 整備前 人 ・ 整備後 人

4 整備規模 造り、 階建て、 延べ m²

5 整備内容

6 予定工期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

7 整備所要額内訳

区分	規模・構造	金額	備考
本体工事	m ²	円	
冷暖房設備工事	m ²		
浄化槽設備工事	人槽		
エレベーター設備工事	機		
スプリンクラー設備工事	m ²		
敷地造成工事	m ²		
さく井工事			
消融雪設備工事			
介護用リフト等設備工事			
その他工事			
解体撤去工事			
仮施設整備工事			
設計管理費			
設備整備	設備 設備		別紙内訳書のと おり
土地取得費			
合計			

(注) 設備整備については、補助区分(例:初度、授産、非常通報等)ごとの金額を記入し、内容(機器名称、数量、金額)のわかる内訳書を添付すること。

8 財源内訳

区分	金額	備考
自己資金	円	
福祉医療機構借入金		
民間社会福祉施設振興資金借入金		
その他の借入金 (借入先)		
補助金 ()		
寄附金		
合計		

(注) 1 項目ごとに備考欄に「予定」、「确实」、「決定」等を記入すること。

(市町村又は民間補助金交付決定通知書、借入金契約書の写しなど、金額のわかるものを添付すること。)

- 2 借入金の各償還計画(年度別返済額)について、あらかじめ把握している場合は添付すること。
- 3 貸付資金交付案内、貸付内定通知書及び機構借入金額積算内訳を添付すること。
- 4 施設整備費補助金を受けている場合は、施設整備精算額内訳を添付すること。

(共通様式)

支 払 情 報 票

支 払 方 法	口 座 振 替
金 融 機 関	
支 店	
口 座 種 別	当 座 ・ 普 通
口 座 番 号	
口 座 名 義	

- (注) 1 施設運営費は施設会計（経理区分）の口座、施設整備借入金償還費は本部会計（経理区分）の口座とすること。
- 2 請求書と別に作成し、提出すること。
第2回以降の請求時には、初回請求時と内容に変更がない場合は提出する必要はない。
- 3 口座名義人は、理事長とすること。なお、理事長以外の口座名義の場合は、委任状が必要となること。

(共通様式)

請 求 書

金 円

ただし、年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金
(施設費第 回分)として

上記の金額を請求します。

年 月 日

請求者 所在地
法人名
職・氏名

豊橋市長 様

債権者コード

支払方法	口座振替
	銀行・金庫 支店
	当座 ・ 普通
	口座番号
	口座名義

(注) 交付決定を受けた者と受領者又は請求者が異なるときは、必ず委任状を提出すること。

(共通様式)

委 任 状

年度豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金の（受領・請求）に関する権限を
下記の者に委任します。

記

(所在地)

(法人名)

(職・氏名)

豊橋市長 様

年 月 日

(委任者)

法人所在地

法人名

職・氏名

上記の委任に関しては、承諾しました。

(受任者)

所在地

法人名

職・氏名

※ 請求書に記載した請求者が交付決定を受けた者と異なる場合＝請求委任
補助金の振込先の口座名義が交付決定を受けた者と異なる場合＝受領委任